

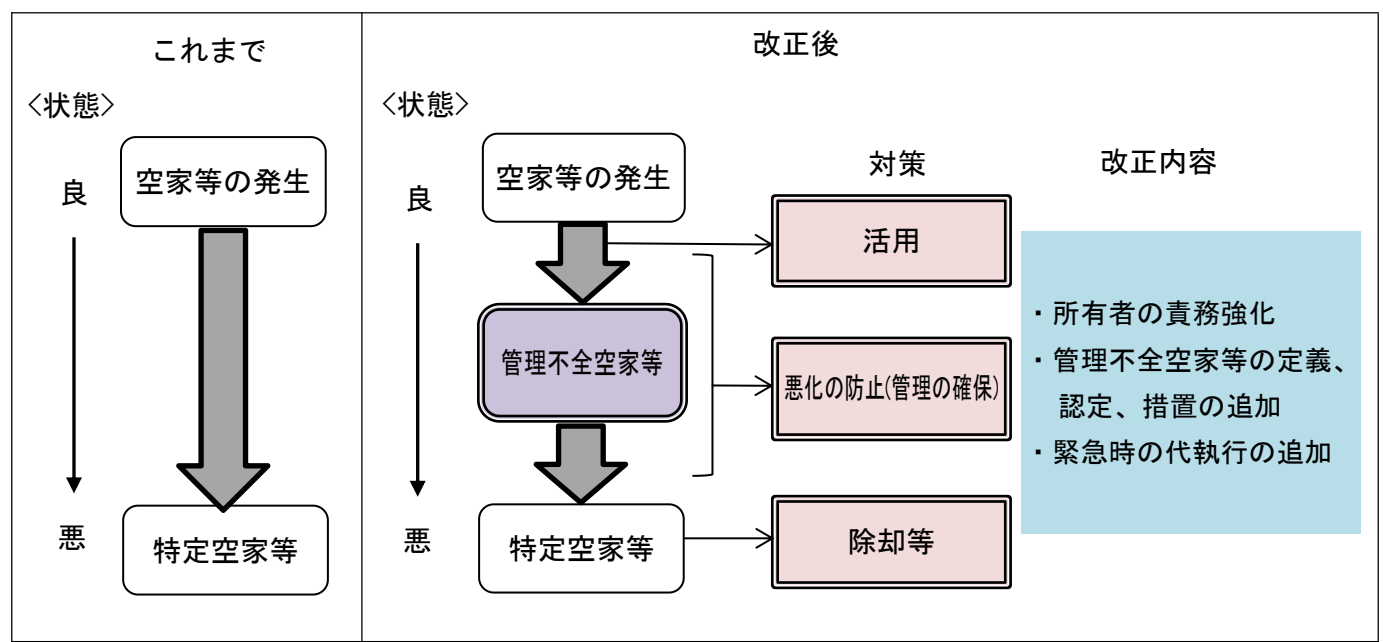
高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する
条例の概要について

1. 改正内容

空家に対する対策を強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い所要の改正を行う。

- ・所有者の責務に「国や自治体の施策に協力する努力義務」を追加（第4条）
- ・「管理不全空家等」に係る規定を整備
（第2条第1項第6号、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項）
- ・災害時など命令等を経るとまがない場合の代執行を追加（第10条第3項）

改正イメージ



※管理不全空家等：適切に管理せず放置することで特定空家等になるおそれのある状態の空家等
 ※特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等と認められる空家等

2. 施行期日
公布の日